

2 教総総第 3 4 5 号
令和 2 年 5 月 5 日

各都立学校長
庁内各部長
多摩教育事務所長
教育庁各出張所長
各事業所長

） 殿

東京都教育委員会 教育長
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)
藤 田 裕 司
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う
都立学校の対応について (通知)

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 3 2 条に基づく緊急事態宣言の期間が令和 2 年 5 月 3 1 日まで延長されたことを受け、特措法第 2 4 条第 7 項に基づき、別添のとおり、東京都知事から東京都教育委員会に対し、必要な措置を講じるよう、要請がありました。

ついては、都立学校において、以下の対応をお願いします。

なお、オンライン教育に係る I C T の活用については、総務部教育政策課から別途通知します。

貴職におかれましては、幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）及び教職員に周知するとともに、感染症対策に万全を尽くすようお願い申し上げます。

記

1 学校の臨時休業の実施について

令和 2 年 5 月 7 日から令和 2 年 5 月 3 1 日まで臨時休業を実施する。

2 登校日の設定

登校日は、当面の間、設定しない。

3 学習指導

(1) 家庭学習

家庭学習を支援するため、紙による教材を活用した学習のほか、学校のオンライン教育の整備状況を踏まえ、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習を課すなど、必要な措置を講じる。

ア 児童・生徒等に課す家庭学習については、教科・科目等の年間授業計画等を踏まえ、教科書及びそれと併用できる教材により行われるものとし、家庭学習の状況や成果を学校における学習評価に反映することができるようにする。

イ 学習課題を配布する際は、計画的に学習できるよう1日のスケジュールや1週間の見通しを併せて提示するとともに、家庭学習等における児童・生徒からの質問や疑問に対応する体制を作り周知する。

ウ 特別支援学校の知的障害のある児童・生徒のための教育課程においては、個別指導計画に基づくプリント等や作業活動で取り扱っている課題、個別学習等で取り組んでいる教材も活用する。

(2) 特別支援学校における児童・生徒等の学習や生活の充実に向けた取組

児童・生徒等やその保護者との定期的な連絡や課題への取組状況の把握などにより、個別指導計画の見直し・改善を行うとともに、家庭へ送付する課題・教材や、学校ホームページ等で配信する教材等の充実に努める。

4 児童・生徒等の心身の状況の把握と心のケア等

(1) 臨時休業に伴い、自宅等で過ごす児童・生徒等やその保護者と電話等による連絡を少なくとも1週間に1回程度の割合で取るなどして、児童・生徒等の心身の状況や学習状況等を把握する。その際、可能な限り、本人と直接話す機会を設けるようにする。

(2) 新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等に関して、相談窓口（教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン等）を適宜周知するとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童・生徒等の心のケア等に配慮する。

(3) 配慮を要する児童・生徒等（不登校傾向、児童虐待等）については、変化を捉えにくい傾向があることを踏まえ、必ず1週間に1回以上、健康状況や日常生活の様子を聞き取るなどして、その中で変化を捉えられるよう工夫するとともに、必要に応じて関係機関と連携して対応する。

(4) 臨時休業が長期化している状況を踏まえ、上記（1）から（3）までに掲げる対応に関し、心身や学習等の状況から個別の指導が必要となる児童・生徒等、特に入学直後に学校が臨時休業となり学校生活に不安を抱えている児童・生徒等に対しては、感染症対策を徹底した上で、保護者の同意を得て、学校において直接対面での指導を行うことができることとす

る。

5 特別支援学校における居場所の確保について

中高一貫型の聴覚障害特別支援学校及び知的障害特別支援学校高等部就業技術科以外の特別支援学校については、保護者の都合により児童・生徒等が自宅等で過ごすことが困難な場合、また、子供たちの精神的な安定という観点から必要な場合は、事前の申込みにより「都立学校版 感染症予防ガイドライン」に基づく感染症対策を行った上で、学校で過ごすことができるようにする。この場合、公共交通機関を利用する児童・生徒等は、混雑時を避けるよう配慮する。

6 教職員の勤務について

(1) 教職員については、校務運営上、学校に出勤しないと行えない業務（学習動画の作成、同時双方向型のオンライン指導、特別支援学校における児童・生徒等の受入れのために必要な業務等）のための最小限の人員を除いて、学校への出勤については教職員の約2割程度を目安とし、その他の教職員は原則として自宅勤務を行うこととする。

(2) 上記(1)により出勤が必要な教職員については、原則として時差通勤を行うこととする。

(担当)

【休業中における教育活動について】

指導部高等学校教育指導課

電 話 03 (5320) 6845

指導部特別支援教育指導課

電 話 03 (5320) 6847

都立学校教育部特別支援教育課

電 話 03 (5320) 6753

【感染症予防策の徹底について】

都立学校教育部学校健康推進課

電 話 03 (5320) 6877

【ICTの活用について】

総務部教育政策課

電 話 03 (5320) 7475

【教職員の勤務について】

人事部勤労課

電 話 03 (5320) 6801

【その他本通知に関すること】

教育庁総務部総務課（東京都新型コロナウイルス感染症対策本部事務局）

電 話 0 3 （ 5 3 2 0 ） 6 7 1 8